

公金事務委託の窓口対応

	犬の登録が必要	ハガキあり	ハガキなし (犬の登録済)	市外からの転入 (注射もした場合)	・犬の登録だけする (注射前) ・鑑札、済票の再交付
①必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ●犬の登録申請書 ●手数料 3,550 円 	<ul style="list-style-type: none"> ●ハガキ ●手数料 550 円 	<p><u>動物病院のデータベース等や、飼い主が持参する犬鑑札や過年度注射済票により、市に登録済みの犬であることが確認できる場合のみ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●注射済票交付申請書 (予防注射案内状なし) 鑑札番号か過年度の注射済票番号を申請書に記入する ●手数料 550 円 <p><u>※環境省のマイクロチップ登録サイトで登録済みの犬の変更届は、登録サイトでの手続きが必要なため、動物病院では行えません。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ●登録事項変更届出書 ●前住所地で交付された犬鑑札（犬鑑札がない場合は、市窓口をご案内ください。） ●注射済票交付申請書 (予防注射案内状なし) ●手数料 550 円 	市役所 又は 臨時窓口 で手続
②渡すもの	鑑札・注射済票 袋 領収書	注射済票 袋 領収書	注射済票 袋 領収書	鑑札・注射済票 袋 領収書	
③申請書に交付した番号を記入					
④出納簿に記入					

※太枠の手続のみ受付する、という方針も可能です。

※領収書の発行名義人は受託者である必要があります。なお、他の診療費と合わせて発行することも可能です。

※転入の際、従前の鑑札がない場合は、市役所のみ受付が可能です。

公金事務委託の月例処理

